

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年11月7日

熊本地方法務局 登記官 川畠文保

記

1 手続番号

第3300-2025-7019号

（中止前の手続番号 第3300-2024-6067号）

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

上益城郡御船町大字木倉字柚木原4472番

3 地目

宅地

4 地積

102.47平方メートル

5 意見又は資料の提出先

〒862-0971

熊本中央区大江三丁目1番53号

熊本地方法務局不動産登記部門

連絡先（096）364-2221

所有者等の探索の開始について（お知らせ）

下記 2 の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 3 条第 1 項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第 15 条第 2 項又は第 17 条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記 5 の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和 7 年 11 月 7 日

熊本地方法務局 登記官 川畠文保

記

- 1 手続番号 第 3300-2025-7020 号
(中止前の手続番号 第 3300-2024-6034 号)
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
上益城郡御船町大字木倉字山ノ上 2706 番
- 3 地目 墓地
- 4 地積 1477 平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先
〒862-0971

熊本市中央区大江三丁目 1 番 53 号

熊本地方法務局不動産登記部門

連絡先 (096) 364-2221

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年11月7日

熊本地方法務局 登記官 川畠文保

記

1 手続番号

第3300-2025-7021号

（中止前の手続番号 第3300-2024-6122号）

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

上益城郡御船町大字木倉字井手下7347番3

3 地目

墓地

4 地積

181平方メートル

5 意見又は資料の提出先

〒862-0971

熊本中央区大江三丁目1番53号

熊本地方法務局不動産登記部門

連絡先（096）364-2221